

2017年10月25日
株式会社ディーエイチシー

「特許権侵害差止等請求訴訟の勝訴判決について」

弊社は、「DHCアスタキサンチンジェル」「DHCアスタキサンチンローション」について、富士フィルム株式会社（以下「富士フィルム」と言います。）より、同社の特許権を侵害しているとして、特許権侵害に基づく製造、販売の差止め等を求める訴訟を提起されておりましたが、東京地方裁判所の勝訴判決に続き、本日、知的財産高等裁判所においても勝訴判決を得ましたので、ここにお知らせ致します。

平成26年9月19日、富士フィルムは、東京地方裁判所に、弊社製品の製造、販売等の差止めを求める仮処分命令を申立てたものの、平成27年8月19日、これを取下げ、同月17日、1億円の支払いや販売差止めを内容とする特許権侵害差止等請求訴訟を提起しました。これを受けて、弊社は、弊社製品は富士フィルムの特許権を侵害するものではなく、また、そもそも富士フィルムの特許は明らかに無効である旨主張し、特許庁に対しても無効審判請求をしました。平成28年3月8日、特許庁は、富士フィルムの特許は有効と判断しましたが、同年8月30日、東京地方裁判所は、特許は無効との判決を言い渡し、富士フィルムの特許を全面的に棄却しました。これに対して、富士フィルムは、平成28年9月12日、知的財産高等裁判所に控訴しましたが、結局、富士フィルムの特許は無効という第1審の判断が維持される判決となりました。

本訴訟につきましては、お客様並びに関係者各位にはご心配とご迷惑をおかけ致しましたが、上記のとおり勝訴判決を得たこと、また弊社製品アスタキサンチンシリーズを引き続き販売して参りますことを、併せてここにご報告させていただきます。

以上

■ 本件に関するお問い合わせ ■

株式会社ディーエイチシー 〒106-8571 東京都港区南麻布 2-7-1
お客様サービスセンター0120-575-391（9:00～20:00 日・祝日をのぞく）